



2026 年 2 月 10 日

カトリック新潟教区の皆様

「性虐待被害者のための祈りと償いの日」について

主の平和

日本の教会は毎年四旬節の第 2 金曜日（今年は 3 月 6 日）を「性虐待被害者のための祈りと償いの日」（以下、「祈りと償いの日」）と定めています。新潟教区ではその前後の日曜日に共同体とともに祈り、意識を深める取り組みを行ってきました。昨年は、教区ハラスメント防止対応委員会の呼びかけで、言葉による暴力について各共同体で分かち合いが行われました。また、6 月の司祭の集いでは「未成年者と弱い立場におかれている成人の保護のためのガイドライン」に基づく青少年司牧の具体的な留意点についての研修が行われました。こうした取り組みを続けることで、新潟教区が子どもや弱い立場にある人たちを大切にする共同体として歩みを進めていくことができるようにと願っています。

さて、今年新潟教区は「キリストにおける交わり」を年間テーマに設定しました。キリストは、例外なく、この世界のすべての人をご自分のもとへと招かれます。中でも、子どもたちや社会で弱い立場に置かれた人々の近くにおられました。ハラスメントは、弱い立場に置かれた人が声を出しにくいような状況で起こります。逆に、誰でも意見を言えるような状況では、ハラスメントは起きにくいものです。その意味で、シノドス流、ともに歩む教会が互いの声に耳を傾け歩む姿勢は、理想的なものだと言えるでしょう。交わり、特に、キリストを模範とする、弱い立場にある人々が大切にされる交わりを大切にして、私たちは歩みを進めていきたいと思います。

今年は、新潟教区として、以下の 5 点を実施していきたいと考えておりますので、各小教区、修道院での対応をお願いいたします。

1. 「カトリック新潟教区ハラスメント防止宣言」を四旬節の間教会に掲示してください。
2. 3 月 6 日直前、または直後の日曜日に、教皇の意向に従いすべての小教区と修道院でミサを捧げてください。なお、奉献文は「ゆるしの奉献文」を用いてください。そして、共同祈願または拝領祈願後に「カトリック新潟教区ハラスメント防止宣言」を一緒に唱えて下さい。
3. ミサの前後、または最中に教皇庁未成年者保護委員会作成の祈りを唱えてください。
4. ハラスメント相談窓口のカードが教会の誰もが手に取ることのできる場所に常時おいてあることを確認し、ミサのお知らせの時間にカードの紹介をしてください。
5. 添付の、新潟教区ハラスメント防止対応委員会からの「小教区での分かち合いのお願い」に取り組んでください。



カトリック新潟教区 司教

+B 井下 介